## 議案第47号

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり定める。

平成28年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

- 第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門 的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる 場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事 させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考 により任期を定めて採用することができる。
  - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該 専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職 員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
  - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
  - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識 経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門 的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合 (任期の更新)
- 第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を 更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 第2条第1項の規定により採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1号給	371,000円
2号給	419,000円
3 号給	471,000円
4 号給	532,000円
5 号給	607,000円
6 号給	709,000円
7号給	829,000円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当 の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。以下「給与条例」という。)第3条から第9条まで、第11条、第11条の2、第1 1条の4、第13条の2、第15条から第17条まで及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第2項第1号ア及び第2号アの規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「第13条の2第1項の規定に基づく規則で定める職を占める職員」とあるのは「第13条の2第1項の規定に基づく規則で定める職を占める職員又は三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第号)第4条第1項の特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員又は三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第号)第4条第1項の特定任期付職員」と、第21条第2項第1号ア及び第2号ア中「行政職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員又は三田市一般職の任期付職員」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員又は三田市一般職の任期付職員」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員又は三田市一般職の任期付職員」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員又は三田市一般職の任期付職員」とする。

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の適用除外等)

- 第6条 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田市条例第16号)第3条から第5条まで、第5条の3、第6条、第9条から第11条まで及び第14条の規定並びに三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)第3条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで及び第17条の規定は、第2条第1項の規定により採用された企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)には、適用しない。
- 2 前項の企業職員に対する三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の規定又は三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の規定の適用については、これらの規定中「管理職手当、初任給調整手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び期末手当」とする。
- 3 第1項の企業職員に対する三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する 条例第12条の2の規定又は三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関す る条例第15条の規定の適用については、これらの規定中「第4条の規定に基づ く管理者が指定する職を占める職員」とあるのは、「第4条の規定に基づく管理者

が指定する職を占める職員又は三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成28年三田市条例第 号)第4条第1項の特定任期付職員」とする。

4 第1項の企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。